

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

目次  
◇監査公告 昭和二十六年年度にかかる教育委員会事務局各支所定期監査の結果

## 監査公告

### 監査公告第八十九号

地方自治法第九十九条の規定に基き、昭和二十六年年度にかかる教育委員会事務局各支所の定期監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和二十八年六月二十三日

鳥取県監査委員	岸 本 政 嘉
岸	木 南 貞 治
加藤	加 藤 定 治
角田	角 田 健 太 郎

監査執行個所	執行年月日
鳥取支所	昭和二十七年十二月十八日
八頭支所	同 年十二月二十二日
気高支所	同 年十二月二十五日
西伯支所	同 年十二月二日
日野支所	同 年十二月五日
東伯支所	同 年十二月十日

### 監査概評

教育委員会事務局各支所の定期監査を執行したが、前回監査に比し事務処理状況は若干改善向上しているものと認めるが、組織機構及び人事その他運営面におお相当研究改善の余地があるので、関係当局において検討の上善処を望む。即ち各支所共通の主なる事項を掲げると次の通りである。

一 従来各支所長は地方事務所長の兼任であつたが、その後次長制を設け更に昭和二十六年度は専任支所長(八頭、気高、日野各支所は代理)を任命し、各支所に

果出納員を置く等して職員組織に改善を加えたことは結構である。然し乍ら各支所とも全般的に人員不足のため事務能率及び効果を妨げている点が指摘される。例えば支所長代理は教務主事を兼務しているもの(八頭、気高)社会教育主事を兼務しているもの(日野)があり将来支所の統合を考慮しての措置のようであるが、支所業務の運営管理、事務事業全般の把握と云つた統括的な事務に支障を来している。また補助職員が過少で指導主事等の専門職員が筆耕謄写その他単純な事務まで処理しなければならぬ現状は能率的と認め難い。

二 小、中学校の義務教育に対する指導は専任職員九名(岩美、東伯、西伯各二名、八頭、気高、日野各一名)を配置し各学校を巡回訪問しているが、従来の要請校偏重の傾向を改め計画的に訪問し僻す、地の分校に対しても積極的に調査指導を行っているのは好ましい傾向である。また査察指導記録の整理、結果発表など概ね適切に処理していると認められたが、なお一部に処理不十分のものがあるので改善すべきである。

三 教育指導の専任職員九名中事務局職員は(主事)五名であつて他の四名の教員身分(小、中学校勤務)である。又教育職員免許法による指導主事の免許状を下付されていない。教育委員会事務局において早急措置すべきである。また指導主事の補職発令についても早急措置すべきものと認める。

四 各支所管内小、中学校職員の人事、学級編成及び学校運営管理に関する査察指導は前年度に比し積極的且つ計画的に実施しているようであるが、その内容については依然として記録不充分なものがある。地方教育委員会の設置を目前に控えており昭和二十六年年度の支所における諸種の記録保持が特に肝要でありこの点遺憾の意を表したい。

五 各支所とも事務量に比し職員数の不足は前に述べた通りであるが経費の不足も加わつて完全な事務遂行は困難と思料する。なお本庁各課より照会、調査等依頼する場合は事前に各課間の連絡をはかり重複又は類似の調査報告等はすべて整理し事務の簡素化をはか

るべきである。

六 地方教育委員会の発足に際し各支所の事務が複雑煩になることは事実であるが、現在の六支所を三支所に統合し経費及び人的内容を充実することが現状から見て適策と考える。教育委員会は勿論県議会及び県当局においても充分検討されたい。

七 支所予算の大部分は小、中学校職員の人件費であつて事業経費及び事務費は極めて僅少である。旅費においても各支所とも殆んど実費支給又は打切支給等によつて辛うじて経理している。実情であり需要費も全般的に過少と認めるので本庁において充分配慮すべきである。

八 教科書選定後における展示及び活用については前回指摘したが各支所とも管内数ヶ所に常設展示を励行し常時閲覧貸出に供しその利用も漸増の傾向にあり良好と認められた。

九 最近教職員の研究會、協議會と称する會合を頻繁に開催しているが新教育のあり方としてやむを得ぬ点も

認めるが稍々多きに失するため児童生徒の学習指導に支障を及ぼす懼れがあり、各支所ともこれら會合の整理を希望しているので教育委員会において措置するのが適當と認める。

一〇 支所の職員は学校職員のように研究、研修の機会に恵まれず且つ時間的な余裕もない実情であるが必要なる図書購入も全くできない現状は予算配当につき根本的に検討すべきである。

一一 経理事務について不正不当と認めるものはなかつたが、事務処理上研究改善の余地がな多いので一層努力されたい。

教育委員会事務局岩美支所

昭和二十七年十一月十八日 監査

監査委員 岸 本 政 嘉

木 南 貞 治

監査概況

一 管下小学校十九校、中学校十三校の教職員人事、学

校運営等の教務関係査察指導は年間二回程度訪問して  
いるようであるが、その結果についての記録が全然さ  
れていない。

二 管内小、中学校教科関係の指導主事(教員身分)二  
名が当り、実験学校(六)研究指定校(三)研究校(一  
〇)の訪問指導を中心としてその成果を他校に及ぼ  
すよう留意しており、管内全校に対し最少二回以上計  
画的指導を行い、指導状況、結果措置の記録等適切と  
認められた。

三 社会教育の一環として冠婚葬祭及び生活改善を図る  
ため因幡地区協議会を当支所内に設け積極的な改善運  
動に乗り出していることは結構であるが何分長年の因  
習に起因する事柄でありその成果も一朝には朝し難い  
問題であるので関係部課との連携を一層密にするよ  
う要望する。なお社会教育関係の事務の遂行に当つて  
は業務日誌を作成し計画的なる指導助言をなすべきで  
ある。

四 支所事務事業の企画その他職員の仕事連絡調整のた

め月一回程度協議会を設け所全般運営の合理化、円滑  
化を図ることが緊要と認める。

五 諸願届の処理及び編さん整理に留意されたい。

六 当支所管内中、小学校校舎の整備状況は他郡に比し  
良好であり特に小学校の場合老朽校舎改築の促進され  
ていることは結構と思う。近々改築されたもの三校、  
工事中のもの四校を見ており現在老朽校舎は全然ない  
状況である。

七 会計経理事務の中支出何と相違する支出をしている  
ものがある。即ち一科目で購入予定の処予算に不足を  
生じ他費目より一部分割支払している。又他費目支出  
の際負担の費目を明確に記録して置くべきである。

教育委員会事務局八頭支所

昭和二十七年十一月二十二日 監査

監査委員 岸 本 政 嘉

山 上 鈴 鏡  
木 南 貞 治

監査概況

一 当支所長は、教務関係主事が代理兼務しているが、  
担当事務に忙殺されているので支所全般の日常事務の  
掌握が不十分と認める。今後これを把握することに努  
め支所運営の円滑化効率化を期することが緊要である。

二 教務関係学科指導関係ともそれぞれ専門的に担当研  
究し、管内小、中学校の訪問指導或いは随時開催の研  
究会に大きく貢献していることは認められるが、夫々  
訪問、視察、指導の結果についての記録が爲されてい  
ない。これ等教務関係、指導関係とも指導若しくは査  
察事項を特定し結果についての記録をして置くことが  
緊要と認める。

三 管内小学校三十六校の中老朽腐蝕等のため改築を要  
するもの八校(内四校改築計画中)があるが、改築方  
につき促進すべきである。

四 超過勤務手当を教職員身分の職員を除外し他の一般  
職員に割当支給しているが、妥当とは認められない。  
なお支給に際しても各四半期に纏め支給しているが、

これは規定通り定日に支払うべきである。

五 諸願届書類の整理及び許認可書の施行処理は適性に  
されており又月別に区分編さんしている等その処理状  
況は良好と認められた。

教育委員会事務局気高支所

昭和二十七年十一月二十五日 監査

監査委員 岸 本 政 嘉

山 上 鈴 鏡  
木 南 貞 治

監査概況

一 当支所は、八頭支所同様教務主事が支所長代理を兼  
務し担当事務に忙殺されている関係もあつて支所全般  
に関する日常事務の掌握が充分にされていないので完  
全にこれが把握し運営の合理化、円滑化に努めること  
が肝要と認める。又所員の合同会議が全々されていない  
ので月一回程度はこれを行い効率化を図るべきであ  
る。

二 管下中学校十三校、小学校二十六校、分校五校の教務視察指導は年間一巡しているようであるが巡廻指導した記録がしてない。

特定の問題に関する要請訪問の場合は兎も角計画的に実施する教務視察指導については一定の指導査察要項を制定し記録して置くことが緊要と認める。

三 当所管内の公民館設置状況は全町村に普及しその内専任職員を置いている七ヶ町村は着々と成果を挙げつつあるも他は内容も貧弱でありあまり振っていない現況である。公民館活動の如何が社会教育に寄与する処は大であるのでこれ等不振町村に対しては今後とも積極的な指導助言をするよう要望する。

四 管下小学校及び中学校教室其の他の施設、雨天体操場等の状況は普通教室のみは小中学校とも不足するものはなく整備されているが特別教室、雨天体操場その他施設の多くが整備されていないのでこれが整備方について努力を望みたい。なお普通教室、特別教室、教員室等その他の施設、雨天体操場等概ね整備されている

ものは、小学校二十六校中十一校、中学校十三校中二校のみである。

五 郡社会教育協議会に対し委託料を支出しているが精算書を徴して出納の明確を期すべきである。

昭和二十七年十二月十日 監査

監査委員 岸 本 政 嘉

木 南 貞 治

監査概況

一 当支所管内の小学校四七校、中学校一九校に対する教育関係査察指導は全校一回以上訪問しているが各支所同様その記録が充分でない。管内六・三制中学校の設立状況は順調で殆んど組合立により新設しているが、単村立六校の中小学校を一部使用している一校及び併用一校については対策を要するので管理村当局の指導助言に一層積極的努力を望む。

二 管内小中学校に対する教科書指導は活潑であり小学

校一〇八回、中学校九六回実施しているが本年度は計画訪問に主体をおき随時要請による訪問指導を行つて

おりその指導記録等の整理も適切と認めた。また管内の分校一八校の指導も積極的に関係校を中心とする那分校教育研究会の活動を促進助長するほか計画の樹立に当たつても山間僻地の学校訪問を優先的に考慮し教育の機会均等に留意していることは結構である。

三 管内の実験学校三校、研究指定校五校に対しては重点的に訪問指導を行つておりその成果を他の一般校に普及しこれが活用を図つているが該当校に対する県費補助金が少なく研究費、発表費等経費の大部分はPTAその他が負担している実情であり補助の増額に当局の配意を望む。

四 教科書選定後の展示利用は良好である。即ち支所、小学校四校、中学校三校及び県立鳥取図書館倉吉分館に常設文庫を設けて常時閲覧貸出に供しているのは適策と認める。

五 公民館は管内で全町村が設置しており分館も二二三

の多きを数え社会教育上貢献するところ多く相当の効果を挙げていることは欣ばしい。併し専任職員が一〇館しかなく今後専任職員設置につき一般の指導援助を望む。

六 ナトコ映写の巡回計画並びに実施状況は県下最優位にあるが計画巡回のみで要請には応じられない実情である。これは当支所の社会教育活動に対する関心の現れを示すものとして喜ばしいが事務多忙のためか実施記録を整備していないので今後記録整備に留意されたい。

七 刀剣登録事務に於て調定簿に記載した物件の申請書を県に提出し関係書類を留めていないので調定の経過が不明につき、今後は控書を徴するか或いは記録をとらぬ等明確にすべきである。又これが手数料を申請と同時に徴集し乍ら納額告知書の遅延を理由に長期間手持保管しているのは適当でない。

八 物品取扱について検収事務の不十分なものがあつた。又展示図書等を地方事務所の倉庫に雑然と保管してい

たが適当でない。また帳簿外の物品が相当あるので照合点検を要する。

教育委員会事務局西伯支所

昭和二十七年十二月二日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

木 南 貞 治

監査概況

一 管下小学校は米子市九校、西伯郡四十一校、計五十七校(分校十一校)中学校は米子市四校、西伯郡十九校、計二十三校に対する教務関係査察指導は概ね積極的であり特に分校の運営については教科指導の隘路となる施設及び教員配当の点にも留意し管理町村、PTA等と連絡をとり最近設備の充実向上が目立っていることは洵に結構である。

二 六・三制中学校建築のうち特別教室及び雨天体操場の不完備については前回も指摘したが未だ殆んど措置されていない状況である。また学級編成の状況を見て

も米子市を除いては十学級以上の学校は半数に足らず五・六学級編成の学校が多い。町村合併との関係を考慮し中学校の統合を促進し内容の充実を図るよう考究されたい。尤もこれは当所に限らず県下全般の問題であるので関係当局において学校規模の適正化について充分研究を望む。

三 小、中学校の教育指導は計画的に行い従来指摘した点も改善是正し運営記録整理等も適切と認めた。なお実験学校に対する県費補助は名目的で極めて少額であるが、学校当局に対し発表費を抑制し研究費に重点を置くよう指摘要望している事は経費の効率的活用面から適切な措置として推奨する。また分校教育については、本年度特に留意し全分校一、二回以上訪問指導を行つており(東伯支所も活発と認めた)分校教育発展の隘路究明及び打開に努めているが、教育委員会において根本的に研究措置すべき事項が多いので査察指導の結果を教育委員会議に反映させるよう留意が肝要と認める。

四 当管内弓浜特殊地帯の小、中学校四校における児童生徒の不良化防止及び性教育の点から学校当局とともに生活指導に特に留意しているようであつて、現在のところ表面化した事故は少いようであるが環境の影響は見逃し難いようである。学校図書館の充実、運動遊戯場の整備、教科外指導施設等物的な施策、精神面の対策等共に緊要と認めるので関係当局において善処されたい。

五 社会教育主事を頻繁に更迭したため本年度郡内における社会教育活動が一般に不活発のように見受けられ遺憾である。

六 第六回国体山岳部を大山で実施した際の準備に要した諸経費中旅費、雑手当、食糧費等本庁で伺い乍ら支出に際しては委任しているために支所としては実態の把握困難のまゝ指示通り支払している。今少し実情を承知するか、本庁支払とするとか適確なる処理をなすべきである。

教育委員会事務局日野支所

昭和二十七年十二月五日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

木 南 貞 治

監査概況

一 当管内の小学校は二十三校であるが、分校十九校、季節分校二校あり他郡に比し地勢的環境に大きく支配され六・三制による中学校十七校はすべて単独町村であり殆んど六学級編成のため教職員数及び施設の面に隘路があるようである。又この爲当支所の業務運営は特に容易ならぬものがあるにも拘らず職員不足を認めるので当局の善処を望む。

二 管下小、中学校に対する教務関係及び指導関係、学校訪問は中学校五九回、小学校六〇回、分校一三回で計画的且つ積極的に行つているものと認めたが前回指摘したにも拘らずその内容記録が不十分である。従つて、年度当初の人事更迭に当り前任者の査察指導内容が不明のため昭和二十七年度は新規に諸調査をしてい

る実情であり遺憾であつた。然しながら支所長、教務主事、指導主事が同時査察を行い夫々の角度から総合的検討をしている点は効果的と認める。

三 当管内は前述したように分校が多いが児童数が少い爲配当教員数も少く学級編成に相当無理を来し二学年乃至四学年の複式教授を余儀なくしている実情にあり、これに対する教育指導については支所としても相当力を入れ本年度米沢小学校分校に対し長期滞在指導を行い成果を挙げている模様である。他の分校に対しても一応の訪問指導を行つているが長期指導の結果を他校に普及活用することは効果的である。又昭和二十七年より複式学習、研究会を設け教育振興をはかつていることは当を得た措置と認めるので今後活潑な活動を望む。

四 管内小、中学校教職員(校長を含む)は小学校二五四名(内分校三二名、中学校一五八名)であるが、他郡市出身七六名中出身地に転校を希望する者が六四名に上つてゐるようである。教員養成面に根本的な問題

があると思うが自然的社会的環境特に文化施設の不備と地域給等給与面の不利なことが大なる原因と認められるので地域給の確保その他特別手当の支給について教育委員会の格別な配意努力が緊要と認める。

五 教職員の研修は研究、講習会、認定講習、実験学校発表会等の利用と常時指導主事の教育指導等によりその機会が多いが、支所の職員は研修を受ける機会がなく専ら指導主事会議等によつて相互に知識意見の交換をなす程度であり事務の多忙と交通の關係上図書館その他の文化施設を利用することも少いようである。今少し経費を増額し専門図書を購入せしめるよう当局において考慮すべきものと認める。

六 職員の旅費予算不足の爲二十六年度は約七割程度打切支給し残余は権利放棄せしめている実情であり、支所としても業務遂行上已むを得ぬ措置と認めているようであるが充分検討を望む。

七 社会教育の一環としてナトコ映画を無休の如く最高度に活用し選挙啓蒙、青少年不良化防止、生活改善等

相当な効果を挙げているようで結構と認めた。併しながら二十六年度前半期の記録が全々なく活動状況が不明となつてゐる。計画樹立と共に結果記録を整備して置くべきである。

八 管内公民館設置状況は一七ヶ町村中米沢村を除き全町村に設置し十八館(溝口町、日野上村は各二館)あり、この中二十六年度に二館設置している。分館数は一九館であつて未設置九ヶ町村は余り芳しくないようである。又その運営内容については今後研究努力を要するものと思料するが、町村当局の熱意に俟つところが多いので極力折衝し更に未設置村に対しては引続き設置勧奨すると共に今後運営指導に一段と努力を望む。

九 経理その他一般事務の処理で左の点留意されたい。  
(1) 復命と出張月日に不明確なものが二、三あつた。

なお保健所長の出張を依頼する際用務により委員会支所の命令簿で整理すべきである。

(2) 本庁教育委員会職員或いは会計検査の際の接待用の経費を免許認定講習会費より支出しているが適当

科目と認め難い。

(3) 公民館活動運営協議会研究会を協議会長に委託し委託料を支出しながら更にこれが会場である二部公民館に対し借料損料一、五〇〇円支出している、重複支出の感があり又科目上不適當と認める。

